

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 2 月14日
【会社名】	J X 金属株式会社
【英訳名】	JX Advanced Metals Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 陽一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番 4 号
【電話番号】	03 - 6433 - 6088
【事務連絡者氏名】	執行役員 川口 義之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番 4 号
【電話番号】	03 - 6433 - 6088
【事務連絡者氏名】	執行役員 川口 義之
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【提出理由】

2025年2月14日開催の当社取締役会において、米国及び欧州を中心とする海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における当社普通株式の売出し(以下、「海外売出し」という。)を承認する旨を決議し、海外売出しが開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 売出数

160,480,200株(予定)

(注) 海外売出しと同時に、下記(8)記載の売出人による当社普通株式304,679,900株の日本国内における売出し(以下、「引受人の買取引受による国内売出し」といい、海外売出しと併せて「本件売出し」という。)が行われる予定であります。本件売出しの売出株式総数(以下、「売出株式総数」という。)は465,160,100株であり、国内売出株式数304,679,900株及び海外売出株式数160,480,200株を目処として売出しを行う予定であります。その最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案したうえで、2025年3月10日(売出価格決定日)に決定される予定であります。なお、売出株式総数については、今後変更される可能性があります。

(3) 売出価格

未定

(需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2025年3月10日に決定される予定である。)

(4) 引受価額

未定

(需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2025年3月10日に決定される予定である。なお、引受価額は、下記(8)記載の売出人が下記(9)記載の引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額をいう。)

(5) 売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は100株であります。

(7) 売出方法

下記(9)記載の引受人に海外売出し分の全株式を総額個別買取引受させます。

(8) 売出人の名称

E N E O Sホールディングス株式会社

(9) 引受人の名称

Daiwa Capital Markets Europe Limited(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
J.P. Morgan Securities plc(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
Morgan Stanley & Co. International plc(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
Mizuho International plc(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
Merrill Lynch International(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
Nomura International plc(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
Goldman Sachs International(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)

(10) 売出しを行う地域

米国及び欧州を中心とする海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144 A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)

(11) 受渡年月日

2025年3月19日

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

(13) その他の事項

(イ) 当社の発行済株式総数及び資本金の額(2025年2月14日現在)

発行済株式総数	普通株式	928,463,102株
資本金の額		75,000百万円

(ロ) 海外売出しと同時に、引受人の買取引受による国内売出しが行われる予定ではありますが、かかる引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、69,774,000株を上限として、大和証券株式会社が当社株主である E N E O S ホールディングス株式会社から借受ける当社普通株式の日本国内における売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を追加的に行う場合があります。

なお、当社は、上記の引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しについて関東財務局長に対して本日付で^有価証券届出書を提出しております。

引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。本件売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社、J P モルガン証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc及びみずほ証券株式会社であります。

安定操作に関する事項

該当事項はありません。

以上